

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの考え方について

子ども・子育て支援事業計画（H27年度～H31年度）は、必要に応じて適宜見直すこととされているが、計画の中間年であるH29年度に計画の見直しに関して必要な精査を行う。

なお、見直しにあたり、国から見直しのための考え方（作業の手引き）が発出されており、これに沿った精査の上、必要な見直しを実施する。

「見直しにあたっての検討内容」

（1）見直しの要否

実績値が大きくかい離している場合※、原則として見直しが必要。

※子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合など。

（2）見直しの手順

①実績値の把握

②「実績値」と「量の見込み」との比較

③要因分析及び補正

なお、見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て会議」等で議論し、県市間で十分連携して対応。

【今後のスケジュール（イメージ）】

	国	市
H28年度	[3月] 内閣府から見直しの検討状況調査 (5月中旬に中間取りまとめ)	[3月] 熊本市子ども・子育て会議開催 (見直しの考え方報告)
H29年度	[4月] 内閣府において、教育・保育の量の見込みの見直し状況の取りまとめ [春ごろ] 基本指針等の改正 [夏ごろ] 内閣府において、教育・保育の量の見込みの改定状況取りまとめ (最終集計)	[4月～6月] 量の見込み及び確保策等の見直し作業 [夏以降] 計画の改定作業 [年度末] 計画見直し作業終了

【子ども・子育て支援事業計画】

H27. 4月の子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、子ども・子育て支援給付に係る幼児期の学校教育や保育、及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の実施に関する確保等を図るため、以下の事業を定めたもの。

- ・教育・保育（1号～3号認定区分）
- ・地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、時間外保育事業、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、病児病後児保育事業、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査、実費徴収にかかる補足給付を行う事業）